

## 「食品衛生関係行政処分取扱要領について」の一部改正について

### 1 改正の趣旨

違反食品による危害除去のための措置について、販売店に対する措置内容を見直す等、所要の改正を行うもの。

### 2 主な改正の内容

- (1) 県所管域外で製造又は輸入した食品等を違反とした場合の販売店への措置について、違反となった原因が当該販売店にない場合は、行政指導により危害除去を行うこととした。
- (2) 県所管域外で製造又は輸入した食品等の違反について他の自治体等から通報があった場合において、すでに当該違反食品等の回収が着手されている場合は、原則として封印は行わないこととした。

### 3 施行日

公表日（令和6年5月2日）